

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施の結果

平成12年6月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

1992年以来紛争が続いていたボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいては、1995年12月にボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける和平のための一般的枠組協定が締結されたことにより紛争が終結しており、本年4月に同国の145市町村の議会の議員の選挙が実施された。

この選挙については、欧州安全保障・協力機構（以下「OSCE」という。）の下に設立されたOSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションにより行われる国際的な選挙監視活動により、公正に実施されるよう監視及び管理が行われた。

このための要員の派遣について、OSCEから我が国に対して要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第2号の2に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国の国際的な選挙監視活動への同意という点に関しては、OSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションについてそれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、OSCEにより行われる国際的な選挙監視活動に対し人的な協力を行うこととした。このため、本年3月24日、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施について」及び「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する

る政令（平成12年政令第100号）」の閣議決定を行い、同月27日にボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 選挙分野

選挙要員11名（民間人8名、国家公務員3名）は、国際平和協力本部による研修を経て、本年3月31日に本邦等を出発し、4月4日又は5日にボスニア・ヘルツェゴヴィナに到着し、同月11日までOSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションの選挙要員として国際平和協力業務に従事した後、同日にボスニア・ヘルツェゴヴィナを出発し、同月13日までに本邦等に帰国した。我が国の選挙要員は、6名がサラエヴォ県に、5名がバニャ・ルーカ市に配置された。

我が国を含むOSCE関係国から派遣された約800名の選挙要員は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ全土に設けられた約3,500か所の投票所に配置され（選挙要員1人につき数か所の投票所を担当）、担当する投票所における投票及び開票の監督等を行った。具体的には、担当する投票所を巡回して投票及び開票作業に立ち会い、選挙規則が遵守されているかどうかを監督し、規則違反がみられた場合には投票所委員会委員長に対し改善の申入れを行った。問題等が発生した場合には相談を受けて適宜助言を行い、更に、投票所での特記事項についてOSCEへの報告等を行った。我が国の選挙要員は、朝早くから夜遅くまで、投票所となった学校、集会所等において現地の投票所委員会のメンバーと協力して業務を遂行した。

投票及び開票は、OSCEの選挙要員による監視及び管理の下で、全体として円滑かつ平穩に行われた。投票を行うべき投票所についての情報が適切に伝達されなかったため、一部の有権者が間違った投票所に赴いた等の問題が生じたが、OSCEは投票時間を1時間延長するなどして適切に対応し、大きな混乱には至らなかった。

OSCEは、4月9日に、選挙が自由かつ公正に行われた旨を発表した。また、OSCEによれば、有権者総数は約246万人、投票率は約66%であった。

(2) 連絡調整分野

関係省庁（総理府、外務省）から派遣された6名の連絡調整要員は、サライエヴォにおいては本年3月31日から、バニャ・ルーカにおいては4月1日から、それぞれ逐次業務を開始し、OSCE等関係機関と我が国の選挙要員との間の連絡調整業務に従事し、4月16日までに全員が業務を終了し、本邦等に帰国した。

連絡調整要員は、我が国の選挙要員と密接に協力しつつ、OSCE等関係機関にも積極的に接触して、我が国選挙要員が業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な各種情報を収集し、治安情勢の把握にも努めた。

3 まとめ

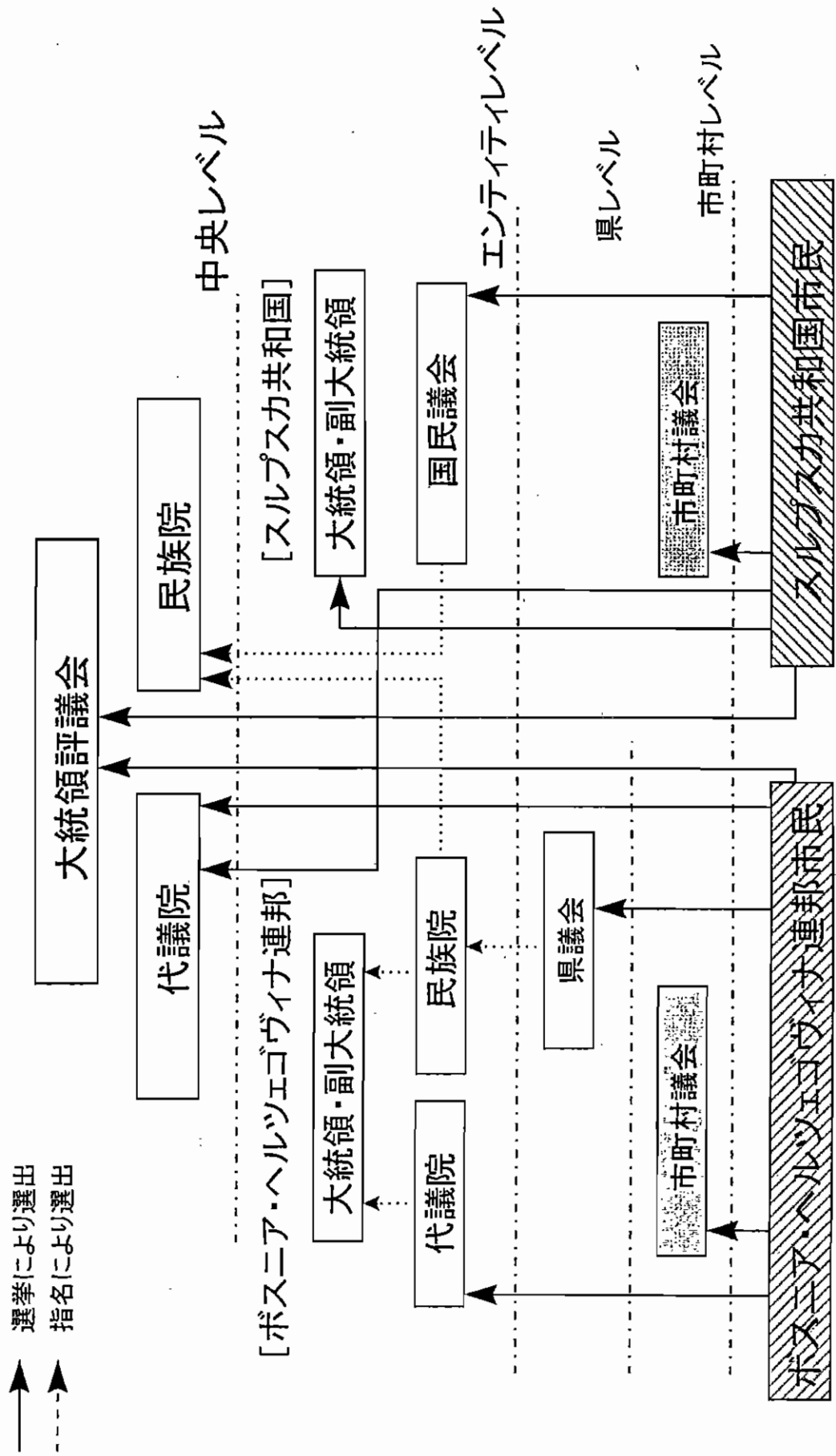
ボスニア和平履行は、国際社会の平和と安定に関わるグローバルな問題である。このボスニア和平履行において、選挙の実施は最重要分野の一つとして位置付けられており、選挙を通じた民主化の進捗は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの安定に資するものである。このような重要な意義を有する今回の選挙を成功させるために、我が国が国際社会の一員とし

て人的協力を行った意義は大きい。

我が国要員は、その能力と経験を生かして効率的に国際平和協力業務を実施し、その誠実で正確な仕事ぶりは、共に業務に従事した世界各国からの要員、OSCE関係者を始めとして国際社会から高い評価を受けた。

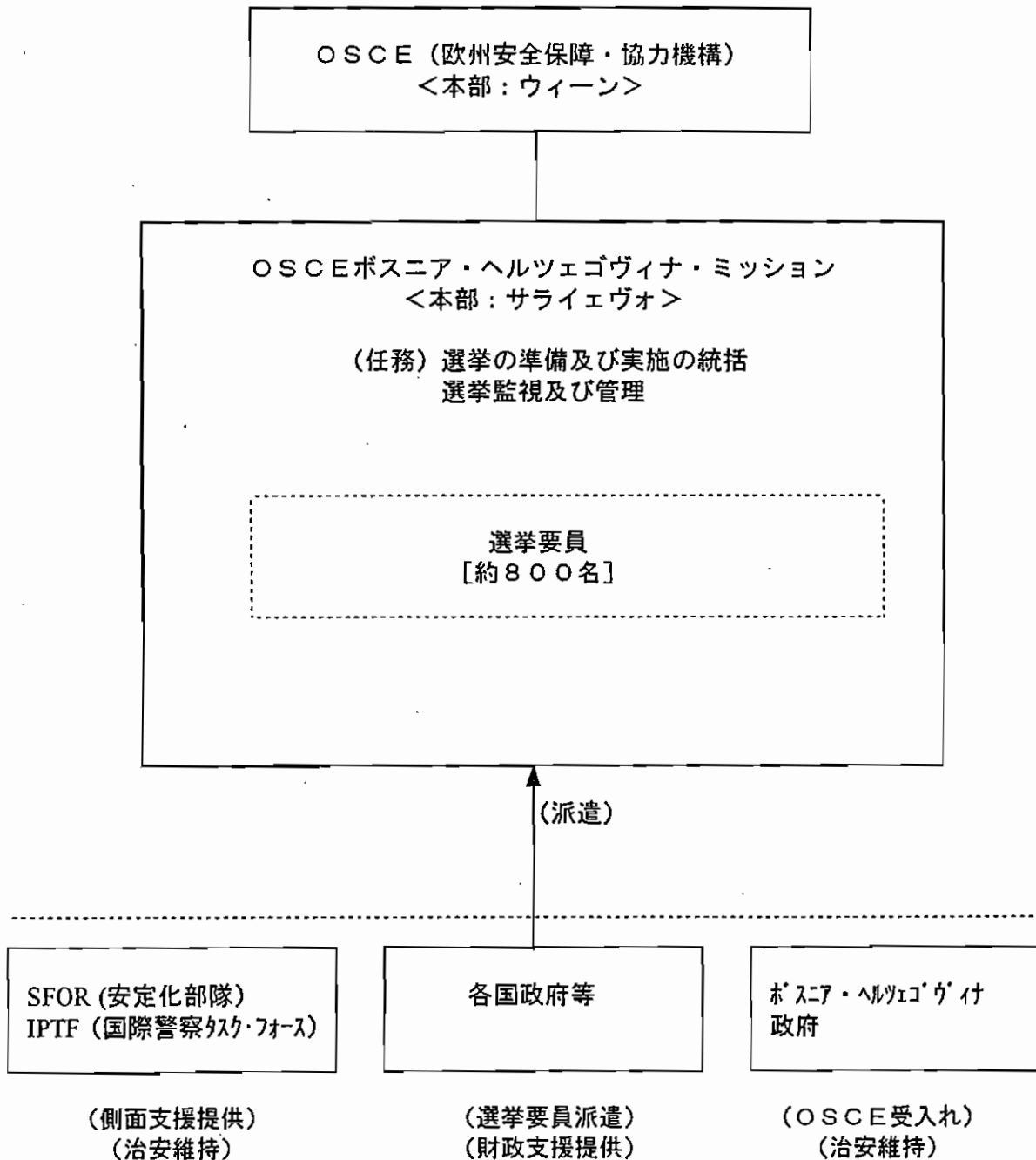
政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に際して生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの統治機構と今次対象となった選挙

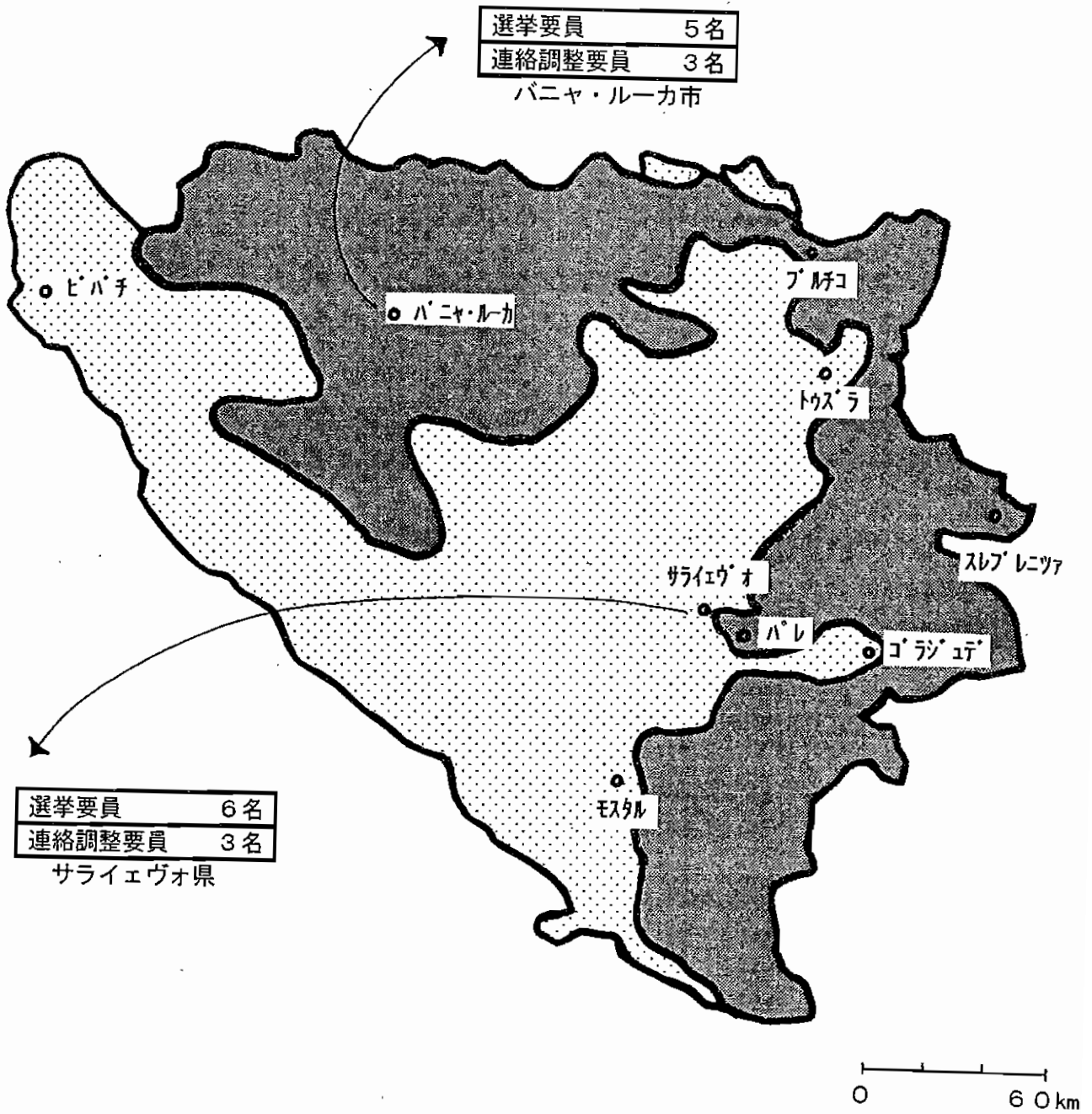



注. [] は今次選挙の対象となった機関であることを示す。


ボスニア選挙の監視・管理体制



我が国要員の配置図



(注)  は「スルプスカ共和国」

(注)  は「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦」